

# 都立七生養護学校「こころとからだの学習」裁判

3 / 1 2 地裁判決

## 原告勝訴！！

## 都教委は違法！ 3都議は違法！

都教育委員会は、地裁判決を重く受けとめ、変質した教育行政を見直すべきです。そして、教育を不当な支配から守り、教育現場の教育の自由を保障すべきです。都民の血税を無駄にする控訴など決してすべきではありません。

古賀・田代・土屋都議は、地裁判決を真摯に受けとめ、教育への政治的介入を止めるべきです。「この程度の賠償金で都の性教育が正常化されたなら安いもの」などと、無反省なコメントは撤回すべきです。

### 「こころとからだの学習」裁判とは・・・

都立七生養護学校（日野市）の「こころとからだの学習」は、保護者のみならず校長会、都教委などからも高い評価を得ていました。

ところが2003年7月、土屋都議が都議会で「不適切な性教育」として取り上げてから状況が一変。翌々日、同都議らは、都教委や産経新聞記者とともに同校を「視察」。同校保健室の教材を出させ、養護教員を一方的に侮辱・恫喝しました。また、産経新聞は翌日「過激性教育」「まるでアダルトショップ」などと、事実を歪曲した報道。そして、都教委は都議らに荷担して教材を没収。七生養護学校をはじめ116名の

不当処分を強行しました。

2005年5月12日、七生養護学校の保護者・教職員28名（後に31名）は、七生養護学校事件の真実を明らかにし、子どもたちに必要な教育を取り戻すために、東京地裁に提訴しました。

2009年3月12日、判決。原告勝利。都議の「政治介入」を放置した都教委の「保護義務違反」、「嚴重注意」処分は「裁量権の濫用」と認定。また、都議の「不当な支配」を認定しました。

残念ながら、没収教材の返還と事実を歪曲して報道した産経新聞への謝罪掲載はかないませんでした。

### 「こころとからだの学習」裁判を支援する全国連絡会

連絡先

ホームページ

<http://kokokara.org/>

児玉法律事務所 Fax: 03-3535-2755 ・ 日野市民法律事務所 Tel: 042-587-3590

郵便振替口座番号 00150-8-351743 ・ 加入者名 「こころとからだの学習裁判」支援全国連